

※情報アラカルトは、22 ページから右へ読み進めてください。

情報アラカルト

暮らしに役立つ情報をお届けします

寄 付

ご寄付ありがとうございます
た(6月6日現在)

■福祉のまちづくりのために

匿 名 1 万円

問秘書課⑨306

暮 らし

水道メーターを無料で交換します

使用期限(8年間)の過ぎる水道メーターを交換します。今回対象となるのは、メーターのフタの裏側に「32/○(○は1~9の数字)」と表示されているものです。

対象のお宅には、市が委託した工事店が事前に案内を配布し、交換を行います。作業員は腕章のほか、市の発行する身分証明書を携帯しています。留守の場合も宅地内で作業をします。ご理解、ご協力をお願いします。

※交換後、一時的に水が濁ったり空気泡が出たりすることがあります。しばらく水を流してから使用してください。

交換期間と対象地区

▼7月10日(水)~8月9日(金)…奇数月に検針している地区【小作台一~五丁目/羽西一~三丁目/緑ヶ丘四・五丁目/羽加美一~四丁目/羽690~743番地(清流地区)/栄町一~三丁目/羽中一~四丁目/羽東一~三丁目(一部)】

▼8月13日(火)~9月6日(金)…偶数月に検針している地区【神明台一~四丁目/玉川一・

二丁目/羽字武蔵野地区/緑ヶ丘一~三丁目/五ノ神一~四丁目/五ノ神字武蔵野地区/双葉町一~三丁目/富士見平一~三丁目/川崎一~四丁目/羽東一~三丁目(一部)】

問水道事務所☎554-2269

危険です!道路に出た枝などの障害物

歩道や車道に伸びた生け垣や樹木の枝は、交通標識やカーブミラーを隠すなど、通行の妨げになります。道路上の置き看板、商品や植木鉢なども、通行を妨げるだけでなく、それが原因で通行人や自転車などが転倒し事故が起きた場合は、所有者が責任を問われることがあります。また、市が戸別収集するごみも、道路上に出すと危険ですので、敷地内に出してください。

問市道…土木課道路管理係⑨294 / 都道…西多摩建設事務所管理課監察担当☎0428-22-7216

愛の献血にご協力を

日7月16日(火)午前10時~正午、午後1時15分~4時 会市役所正面玄関前 対16~69歳の方(65歳以上の方は、60~64歳に献血の経験がある方)

内400ml、200ml 献血

※胃腸薬・ビタミン剤・血圧降下剤を服用している方も献血可能です(医師の問診などにより献血できない場合もあります。)

★200ml 献血について

必要量が東京都内で確保できた場合は200mlの受け付けを終了することがあります。

問保健センター⑨623

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

■社会を明るくする運動

~犯罪や非行を予防し、立ち直りを支える地域のチカラ~

期間中、羽村市推進委員会がさまざまな活動を行います。

■駅頭広報活動(羽村駅・小作駅)

日7月1日(月)午前7時30分~8時 内啓発グッズの配布など

■市内広報活動(市内全域)

日7月3日(水)・10日(水)午前10時~正午 内広報車による市内巡回

■「社会を明るくする運動」羽村市大会

日7月25日(木)午後2時~ 会ゆとろぎ小ホール 内犯罪被害に遭わないための対応法(1)鉄拳さんのパラパラマンガ「社会を明るくする運動」の上映(2)特殊詐欺被害防止映像の上映(3)特殊詐欺の現状と対策をテーマとした講話など

■はむら夏まつりでの啓発活動

日7月27日(土)

問社会福祉課庶務係⑨112

子 育 て

おしゃべり場「教えて!歯みがき」

どうやったら楽しく歯みがきしてくれるかな?歯みがきにまつわるアレコレを話してみませんか。おしゃべり場の間、子育てボランティアがお子さんの見守りをお手伝いします。

日7月16日(火)東児童館、7月18日(木)中央児童館、7月19日(金)西児童館、各日午前10時30分~11時30分 対子育て中の方

問子ども家庭支援センター

☎578-2882

児童手当・児童育成手当現況届の提出を忘れずに

6月に、児童手当・児童育成手当を受給している方へ届け出用紙を送付しました。現況届を提出しないと資格継続の審査ができません。まだ提出していない方は、至急提出してください。郵送も可能です。

問子育て支援課支援係⑨236

特別児童扶養手当を支給しています

障害のある児童を扶養している父母または養育者に支給される手当です。

対市内在住で、次のいずれかの障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者 ①身体障害者手帳1、2、3級程度の児童 ②愛の手帳1、2、3度程度の児童 ③上記の①②と同程度の疾病もしくは身体または精神障害のある児童 支給額(月額)1級52,200円、2級34,770円 支給制限次のいずれかに該当するときは支給されません。①父母または養育者およびその扶養義務者の所得が基準額以上のとき ②児童が施設に入所しているとき ③児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき

※受給要件などにより、申請方法や必要書類が異なります。詳しくは、問い合わせください。

問子育て支援課支援係⑨235

助 成

里帰りの時の妊婦健康診査費用

里帰りによる都外の医療機関または、助産所での妊婦健診費用の一部を助成します。

助成額市規定額内

申請期間 出産の日から1年以内 申・問 都外の医療機関または助産所健診時の領収書、母子健康手帳、未使用の受診票、印鑑、振込先が確認できるもの(本人名義の通帳)を持参し直接保健センター⑨623へ

東京都大気汚染医療費

対 次の条件をすべて満たす方

(1)18歳未満の方(18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む。)

※現在有効な医療券を持っている方で、生年月日が平成9年4月1日以前の方は、更新申請のみ可能です。誕生日が平成9年4月2日以降の方で、現在お持ちの医療券の有効期限が18歳の誕生月の末日を超えている場合、有効期間中は引き続き利用可能ですが、期間以後の更新はできません。

(2)次のいずれかにり患している方 ①気管支ぜん息 ②慢性気管支炎 ③ぜん息性気管支炎 ④肺気しゅ ⑤①~④によって起こる別の病気

(3)都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住所を有する方(都内に住民登録の必要あり)

(4)健康保険などに加入している方

(5)申請日以降喫煙をしないとの方

助成期間 申請日から次のいずれかの期間で短い方

①2年経過後、直近の誕生月の末日まで ②18歳の誕生月の末日まで 助成内容 認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6,000円を超えた分を助成

※18歳未満の方は、窓口での自己負担はありません。

医療券の更新も忘れずに!

有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには、更新申請が必要です。必要書類は有効期間満了の約2か月前に東京都から送付されます。届かない場合は、保健センターでも受け取ることができます。

※詳しくは、東京都福祉保健局ウェブサイトを確認するか、問い合わせてください。

問 手続きについて…保健センター⑨623 / 制度について…東京都福祉保健局環境保健衛生課 ☎03-5320-4491

羽村市骨髄移植ドナー支援事業

日本骨髄バンクで骨髄などの提供を行った方などに、助成金を交付します。

対 ①骨髄などの提供を行った日に市内に住所があり、骨髄などの提供を証明する書類の交付を受けた方 ②①の対象となる方の勤務先である事業所(国、地方公共団体など、骨髄などの提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く)

金額 ①1日2万円 ②1日1万円 ※いずれも通院・入院などに要した日数(上限7日)

申請期間 骨髄などの提供を完了した日から1年以内

申・問 申請書と必要書類を持参し、直接保健センター⑨623へ

※申請書は、窓口で受け取るか市公式サイトからダウンロードしてください。

※情報アラカルトは、22 ページから右へ読み進めてください。

特に記載のない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時です

申込みの記載のない場合は直接会場へお越しください・費用の記載のない場合は無料です